

1. 地域防災計画の概要

(1) 地域防災計画とは

災害対策基本法（以下「災対法」という。）に基づき、都道府県、市町村の防災会議がそれぞれの地域の実情に即して策定する災害対策全般にわたる基本的な計画である。

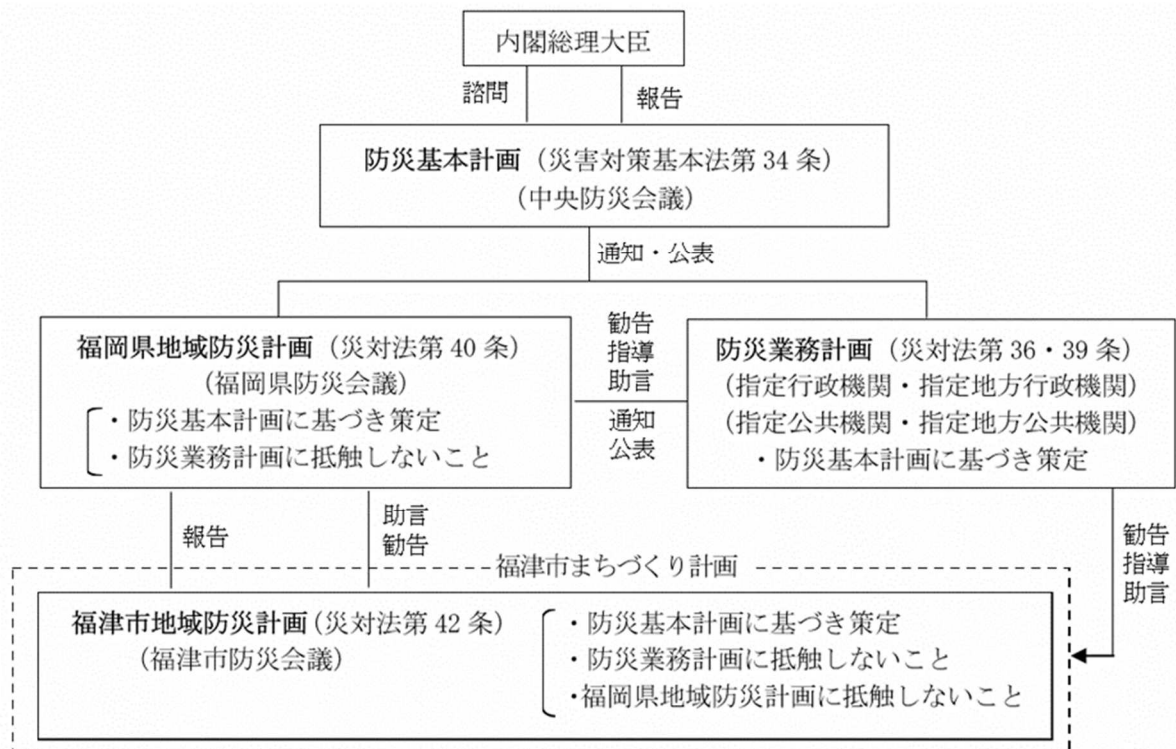
(2) 福津市地域防災計画の目的と位置付け

福津市地域防災計画は、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び福津市防災会議条例（平成 17 年条例第 96 条）の規定に基づき、福津市防災会議が策定する計画である。

また、市、県、関係機関、公共的団体及び市民が、その有する全機能を発揮し、市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

【地域防災計画の役割】

- 地方公共団体が計画的に防災行政を進めるうえでの指針としての役割
- 市民等の防災活動に際しての指針としての役割
- 国が各種の地域計画を策定し、事業を行うにあたって、尊重すべき指針としての役割



(3) 福津市地域防災計画の構成

福津市地域防災計画は「本編」と「資料編」の2編構成である。

また、本編は以下の6章構成である。

【本編の構成】

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 風水害応急対策計画
- 第4章 震災応急対策計画
- 第5章 原子力災害等応急対策計画
- 第6章 災害復旧・復興計画

2. 今回の改定のポイント

(1) 福津市地域防災計画の改定の背景と方針

現行の福津市地域防災計画（平成 29 年 3 月版）（以下、「市現行計画」という。）について、重点的に見直す事項を把握するとともに、市現行計画策定以降に改正された法令・計画等に留意し、以下のとおり改定方針を設定する。

<福津市地域防災計画（平成 29 年 3 月版）>

<国・県・市の動向（平成 29 年 3 月以降）>

○国の主な動向

- 近年発生した大規模災害（熊本地震等）による課題対応
- 災害対策基本法、水防法等の改正（平成 29 年 6 月、平成 30 年 6 月 他）
- 防災基本計画の改定（平成 29 年 4 月、平成 30 年 6 月、令和元年 5 月、令和 2 年 5 月、令和 3 年 5 月 の 5 時点で改定）
- 防災に関するガイドラインの策定・改定 等

○福岡県の動向

- 福岡県地域防災計画の改定（平成 30 年 5 月、令和 2 年 3 月、令和 3 年 9 月の 3 時点で修正）
- 高潮浸水想定区域の指定（平成 30 年 3 月）
- 洪水浸水想定区域の指定（八並川：平成 30 年 4 月、西郷川：平成 31 年 3 月、大内川・本木川：令和 3 年 5 月）
- 津波災害警戒区域の指定（平成 30 年 3 月） 等

○福津市の動向

- 福津市国土強靱化地域計画の策定（令和 4 年 12 月策定予定）
- 本市を取り巻く社会情勢の変化
- 本市の組織体制・事務分掌の変更 等

<福津市地域防災計画（改定版） 改定方針>

- ① 新たに改正された法律等との整合
（災害対策基本法、水防法、土砂災害防止法、防災基本計画、防災関連の指針、ガイドライン 等）
- ② 福岡県地域防災計画との整合
- ③ 近年の大規模災害の教訓等の反映
- ④ 福津市国土強靱化地域計画（策定中）、各種災害対応マニュアルとの整合
- ⑤ 最新の福津市の組織体制、事務分掌との整合
- ⑥ 庁内関係部署・防災関係機関・防災会議委員の意見の反映

(2) 福津市地域防災計画（改定版）の主な改定内容

前項の改定方針を踏まえ、福津市地域防災計画（改定版）の主な改定内容を以下に示す。

<地域防災計画の主な改定内容>
<p>① 住民等の円滑かつ安全な避難の確保</p> <ul style="list-style-type: none">○ 5段階の警戒レベルによる避難情報の提供と迅速性の確保○ 避難情報の「避難指示」への一本化や「高齢者等避難」「緊急安全確保」への名称変更○ 災害応急対策従事者の安全確保○ 災害が発生するおそれがある段階等での広域避難の実施に向けた取組
<p>② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 土砂災害警戒区域における避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等の追加○ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）に対する土砂災害警戒情報の伝達の追加○ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加
<p>③ 水害（洪水・高潮・内水）対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none">○ 想定し得る最大規模の洪水・高潮・内水への対策の強化○ 避難指示等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達○ 適切な避難行動を促す情報伝達<ul style="list-style-type: none">・ 「緊急安全確保」といった適切な避難行動を促す情報の追加・ 多様な連絡手段を活用した避難指示等の伝達・ 避難指示等の迅速な助言を得られるよう連絡調整窓口等の事前準備○ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加○ 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に対して、市による避難指示等の発令基準の設定
<p>④ 大規模災害時における道路通行確保対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none">○ 道路管理者による交通規制を追加○ 関係機関、道路管理者間の連携・調整の強化
<p>⑤ 災害廃棄物対策の対応</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものが設置する一般廃棄物処理施設の設置手続きを簡素化○ 大規模災害時に備えた災害廃棄物処理体制の整備・強化
<p>⑥ 地域防災力の向上と継続・発展</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地域コミュニティを活性化するため、女性はじめ多様な主体の参画、ボランティアのネットワーク化等の推進○ 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進

○規模の大きな連続地震発生の可能性の啓発

⑦ 要配慮者（避難行動要支援者等）への支援体制の強化

○社会福祉施設と同種施設等との施設利用者受入れに関する災害協定締結の推進

○外国人へのサポートの推進

○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用

⑧ 指定避難所等における生活環境の向上等

○マニュアル、訓練等を通じた指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

○住民主体の運営を可能とするための配慮及びNPO等外部支援者の活用

○避難所運営にあたり専門家との定期的な情報交換

○災害ボランティア団体等の情報共有の場を設置するなど連携のとれた支援活動

○指定避難所へのネットワーク及びWi-Fi環境の整備

○防災情報の迅速な情報提供、安否確認、避難所のニーズ把握等のための防災アプリの整備

○避難所運営における車中泊など指定避難所以外の避難者への対応

○避難行動要支援者の名簿情報の適切な管理

○避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

○指定福祉避難所の指定及び公示等に係る対応

○女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止対策

⑨ 必要物資の供給体制の強化

○配送状況やニーズ把握のための情報共有システムの導入

○地域内物資輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握

○供給物資が不足した場合の調達体制の整備（県や他市町村への要請体制、県のプッシュ型支援の受入体制等）

⑩ 受援の体制整備

○他都道府県等からの人的等支援について、具体的な方法、手順等を分野や経過時間に即した受援の仕組みの設定

⑪ 復旧対策の強化

○住宅被害認定調査に関する体制の強化

○り災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討

○被災者の被害の状況や支援状況等を集約したり災台帳（被災者台帳）の作成

○賃貸型応急住宅の活用

⑫ 新型コロナウイルス感染症対策の充実

○新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策

⑬ 国、県、市及び関係機関における組織・機構改変に伴う名称変更等の修正

○本市の組織機構改変による修正

○国、県における組織機構改変に伴う名称変更及び関係機関の組織名の変更による修正

3. スケジュール（案）

	令和4年								令和5年	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
地域防災計画（素案）作成	■									
地域防災計画（案）作成										■
地域防災計画改定										■
庁内各課照会						■				
防災会議委員等意見照会										
防災会議		●				●				●